

校区市民館利用の手引き

平成30年 6月 発行
豊橋市役所 市民協働推進課

豊橋市には、50館の校区市民館があります。

校区市民館（公民館）は、地域住民のために各種の事業を行い、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与することを目的としています。

施 設	校区市民館（49館）	前芝校区市民館																																										
利用について	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティ活動や生涯学習活動（サークル活動・研修会など）の場としてご利用できます。 ○ 所定の用紙で、使用しようとする日の属する月の前月1日から使用期日前5日までに直接施設にお申し込みください。ただし、使用が引き続き7日を超えるものは、利用できません。 ○ 校区住民が地域コミュニティ活動などで校区市民館の設置目的にあった使用をする場合は無料です。 ※ 営利目的等では利用できません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティ活動や生涯学習活動（サークル活動・研修会など）の場としてご利用できます。 ○ 所定の用紙で、使用しようとする日の属する月の前月1日から使用期日前5日までに直接施設にお申し込みください。ただし、使用が引き続き7日を超えるものは、利用できません。 ○ 自治会・PTAなどの公共的団体がコミュニティ活動などで使用をする場合は使用料が免除されます。 ※ 営利目的等では利用できません。 																																										
開館時間	9：00～22：00 (地域スタッフは午後の5時間のみ勤務しています)	9：00～21：00 ※ コミュニティの会議など、指定管理者が認め、教育委員会が承認した場合、22：00まで使用可																																										
休館日	年末年始（12／29～1／3）	月曜日、 年末年始（12／29～1／3）																																										
利用区分	午前（9：00～12：00） 午後（13：00～16：00） 夜間（17：00～22：00）	午前（9：00～12：00） 午後（13：00～16：00） 夜間（17：00～21：00） ※ 22：00まで																																										
貸出し施設 ※ 利用区分により料金が異なります	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">午前</td> <td style="width: 20%;">午後</td> <td style="width: 20%;">夜間</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">1,090円</td> <td style="text-align: center;">1,090円</td> <td style="text-align: center;">1,870円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td style="text-align: center;">1,090円</td> <td style="text-align: center;">1,090円</td> <td style="text-align: center;">1,870円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td colspan="3" rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">占有は不可</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> </tr> </table>		午前	午後	夜間	和室	1,090円	1,090円	1,870円	集会室	1,090円	1,090円	1,870円	会議室	占有は不可			実習室	研修室	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">午前</td> <td style="width: 20%;">午後</td> <td style="width: 20%;">夜間</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">780円</td> <td style="text-align: center;">780円</td> <td style="text-align: center;">1,170円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td style="text-align: center;">780円</td> <td style="text-align: center;">780円</td> <td style="text-align: center;">1,170円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">580円</td> <td style="text-align: center;">580円</td> <td style="text-align: center;">780円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td style="text-align: center;">970円</td> <td style="text-align: center;">970円</td> <td style="text-align: center;">1,360円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">地区市民館と同等の金額としています</td> </tr> </table>		午前	午後	夜間	和室	780円	780円	1,170円	集会室	780円	780円	1,170円	会議室	580円	580円	780円	実習室	970円	970円	1,360円	研修室	地区市民館と同等の金額としています		
		午前	午後	夜間																																								
	和室	1,090円	1,090円	1,870円																																								
	集会室	1,090円	1,090円	1,870円																																								
	会議室	占有は不可																																										
	実習室																																											
研修室																																												
	午前	午後	夜間																																									
和室	780円	780円	1,170円																																									
集会室	780円	780円	1,170円																																									
会議室	580円	580円	780円																																									
実習室	970円	970円	1,360円																																									
研修室	地区市民館と同等の金額としています																																											

○ 使用承認後、規定の使用料を使用期日の5日前までにお支払いください。
納入した使用料は返金できません。

I 市民館はコミュニティ活動・生涯学習推進の場

1. グループ活動の利用

市民館は、地域のみなさんがコミュニティ活動や生涯学習活動を行う場です。
「営利的行為」での使用はできません。

「営利的行為」

- ① 講師自ら、グループ会員から月謝として指導料を徴収する場合
- ② 会費（月謝）が高額など実質的に「習い事教室」と判断できる場合
例：市民館で段位の認定、雅号授与の「個人レッスン」、自宅などで教室を開催している講座の指導の一環 など

2. 会社等の使用基準

使用を許可する場合

- ① 社員研修等、会社の社員対象の会議等（労働組合等の活動を含む）
- ② 当該会社が地域住民に法律等の規定により事業説明を行う場合
- ③ 会社等の使用であっても、公共的な目的をもった使用
（珠算等の検定試験など）
- ④ 社員募集の面接（試験）会場等

使用を許可しない場合

- ・商品説明会、展示会など
- ・商品販売の可能性が考えられる時
- ・展示そのものが商品・会社の宣伝となる場合
（「販売行為をしない」と申請しても使用不可）

3. 政党・政治団体等の使用基準

使用を許可する場合

- ① 政党・政治団体の構成員の部内研修
- ② 後援会（個人、政党）の総会や集い
- ③ 国政・県政・市政報告会
- ④ 政党・政治団体の演説会等
- ⑤ 選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会

使用を許可しない場合

- ・特定の政党の利害に関わる活動・事業等
- ・特定の候補者を支持する活動・事業等

4. 宗教団体に関する使用基準

使用を許可する場合

- ① 特定の宗教に偏らず、布教活動等を行わないもので、一般市民を対象にして有益と考えられる講演会等
- ② 宗教団体内部の会議や宗教団体会員だけの講演会・学習会

使用を許可しない場合

- ・特定の宗教を支持する活動・事業等
- ・特定の教派、宗派もしくは教団を支援する活動・事業等

II 市民活動グループ等の活動の基準

1. グループ紹介・宣伝などに関して

- (1) 市民活動グループ紹介のチラシ配布について
活動を継続的に続けるための新規会員加入を呼びかける場合、常識の範囲内で行ってください。宣伝、チラシの配布は許可します。
詳細は各市民館または市民協働推進課（☎51・2484）へ
- (2) 講演会など事業開催案内チラシの配布について
市民館を使用して講演会などの事業を実施する場合、案内チラシを配布していただいで結構です。
- (3) ポスター掲示、チラシ配布依頼について
 - ① 地方自治体や公共的団体が主催・共催する事業は許可します。
 - ② 市民館使用料減免要綱で減免対象の団体が主催する事業は許可します。
 - ③ 教育委員会・市が後援する事業は許可します。詳細は各市民館または市民協働推進課（☎51・2484）へ

2. コミュニティ活動での物販などに関して

地域イベントでの物販や支え合い活動（手数料の徴収あり）など、指定管理者が認めた事業は行うことができます。
詳細は各市民館または市民協働推進課（☎51・2484）へ

III 施設管理・運営上から使用制限する場合

1. 市民館での音や汚損等に関する基準

使用を許可しない場合

- ① 大きな音等により他の利用者に迷惑をかけることが予測される場合
- ② 床等を汚したり破損することが予測される場合
 - ア 和室においては、空手などのスポーツ及び動きの激しい活動での利用など
 - イ 集会室等においては、床等を傷つけるおそれのある利用など

2. 市民館での飲食・喫煙等に関する基準

(1) 飲食について

- ① 地域のレクリエーション行事、居場所づくり活動、支え合い活動など地域のコミュニティ活動などに伴う飲食については許可します。
- ② 実習室を使用した調理実習にともなって集会室などを利用する以外、飲食だけを目的とする部屋の使用はできません。
ただし、長時間にわたる会議等で休憩を取って昼食をとる場合にはご相談ください。

※飲食や調理に伴って発生するゴミ等は、必ず持ち帰ってください。

(2) 喫煙について

市民館の建物及び敷地内では全面禁煙です。

(3) 誕生会・パーティなどについて

クリスマス会、誕生パーティーなど個人的な利用では使用できません。

(4) ダンス等について

床などを傷つけないこと、跡かたづけをきちんと行うことなど利用のきまりを厳守することを条件に、使用を許可します。

ダンスシューズ等の使用は、床などを傷つけないように配慮されたものは許可します。

<参考>

市民館設置及び管理に関する条例では、「管理上支障があると認めたときは使用の承認をしない」と規定しています。この規定の運用については、利用内容を充分把握の上、「使用の可否」を決定させていただきます。

市民館利用のお問い合わせ

市民館利用の手引き は各市民館においてあります。

詳細は、各市民館へ直接お問い合わせください。

校区市民館／市民協働推進課（☎51・2484 / FAX56・5128）

地区市民館／教育委員会生涯学習課（☎51・2849 / FAX56・5105）